

## 筆界特定の手続に関する通知

下記１の筆界特定の手続について、下記２の関係人に対する不動産登記法第１３６条第１項及び第１４０条第１項の規定に基づく下記３の通知を、同法第１３６条第２項及び第１４０条第６項の規定により準用する同法第１３３条第２項の規定により掲載する。

令和８年９月３日

名古屋法務局筆界特定登記官

### 記

#### １ 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和７年第３０号

対象土地 名古屋市千種区千種通五丁目１２番  
名古屋市千種区千種通五丁目１１番３

#### ２ 関係人の氏名又は名称

坂根俊次郎

#### ３ 通知をすべき事項

- (１) 筆界特定の手続に係る測量（実地調査）の実施及び意見聴取等の期日の開催の通知
- (２) 上記(１)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。